

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 	
	貸付限度額	250万円（目安）
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
	据置期間	貸付けの日から6月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 	
お問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会	